

第 28 号議案

財産の処分について

下記の財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 亀岡市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 1 月 30 日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 売払う財産

所在地	地目	面積 (㎡)
亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目 23 番 77	宅地	5,504.88

2 売払予定価額 253,200,000 円

3 契約の相手方

所在地 亀岡市大井町南金岐尾垣内 9 番地
名称 株式会社 三煌産業
代表者 代表取締役 渡辺裕昭

財産の処分について

1 売払う財産

所在地	地目	面積 (㎡)
亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目23番77	宅地	5,504.88

2 売払予定価額 253,200,000円

3 契約の相手方

所在地 亀岡市大井町南金岐尾垣内9番地
名称 株式会社 三煌産業
代表者 代表取締役 渡辺 裕 昭